

令和 6 年

奥州金ヶ崎行政事務組合議会会議録

第 1 回臨時会 3 月 27 日招集

奥州金ヶ崎行政事務組合議会

令和 6 年 第 1 回
奥州金ヶ崎行政事務組合議会
臨時会 会議録

令和6年第1回奥州金ケ崎行政事務組合議会臨時会会議録

議事日程第1号

令和6年3月27日（水）午後4時30分開議

- 第1 仮議席の指定
- 第2 副議長の選挙
- 第3 議席の指定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 会期の決定
- 第6 諸般の報告
- 第7 報告第1号 器物破損事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について
- 第8 議案第1号 奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第9 議案第2号 奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部改正について

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

本日の会議に付した事件

- 第1 仮議席の指定
- 第2 副議長の選挙
- 第3 議席の指定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 会期の決定
- 第6 諸般の報告
- 第7 報告第1号 器物破損事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について
- 第8 議案第1号 奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第9 議案第2号 奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部改正について

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

出席議員（12名）

| | |
|-----|-----------|
| 議 長 | 中 西 秀 俊 君 |
| 1 番 | 佐 藤 美 雪 君 |
| 2 番 | 菅 野 至 君 |
| 3 番 | 佐 藤 正 典 君 |
| 4 番 | 及 川 春 樹 君 |
| 5 番 | 千 葉 和 彦 君 |

6 番 高 橋 浩 君
7 番 千 葉 康 弘 君
9 番 阿 部 典 子 君
10 番 高 橋 美 輝 夫 君
11 番 阿 部 加 代 子 君
12 番 千 田 眞 一 君

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~  
欠席議員（1名）

8 番 瀨 川 貞 清 君

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~  
説明のための出席者

| | | |
|-------------------------|---------------|-------------|
| 管 理 者 | 奥 州 市 長 | 倉 成 淳 君 |
| 副 管 理 者 | 金 ヶ 崎 町 長 | 高 橋 寛 寿 君 |
| 副 管 理 者 | 奥 州 市 副 市 長 | 小 野 寺 隆 夫 君 |
| 監 査 委 員 | | 鈴 木 龍 司 君 |
| 事 務 局 長 | | 岩 渕 清 彦 君 |
| 会 計 管 理 者 | 兼 企 画 総 務 課 長 | 阿 部 奉 文 君 |
| 施 設 管 理 課 長 | | 千 葉 美 隆 君 |
| 水 質 管 理 課 長 | | 松 田 好 正 君 |
| 消 防 長 | | 千 葉 典 弘 君 |
| 消 防 次 長 | 兼 消 防 総 務 課 長 | 志 和 純 君 |
| 消 防 救 急 課 長 | | 小 原 洋 一 郎 君 |
| 企 画 総 務 課 課 長 補 佐 | | 藤 原 丈 司 君 |
| 企 画 総 務 課 企 画 総 務 係 長 | | 千 葉 宏 君 |
| 企 画 総 務 課 企 画 総 務 係 主 任 | | 及 川 直 紀 君 |

議 事

午後 4 時 30 分 開議

○議長（中西秀俊君） これより令和 6 年第 1 回奥州金ケ崎行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告者は 9 番瀬川貞清議員であります。

本日の会議は議事日程第 1 号をもって進めます。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（中西秀俊君） 日程第 1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（中西秀俊君） 日程第 2、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、いかなる方法で行ったらよいか、お諮りいたします。

12 番高橋美輝夫議員。

○12 番（高橋美輝夫君） 12 番高橋でございます。副議長選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選とし、その指名権を私にお与えくださいますようお願い計らいをお願いいたします。

○議長（中西秀俊君） ただいま 12 番高橋美輝夫議員から副議長選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選で行い、その指名権を与えてほしいとの発言がありました。そのように進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） ご異議なしと認めます。

それでは、12 番高橋美輝夫議員、発言願います。

○12 番（高橋美輝夫君） ただいまは、私に指名権を与えていただきましてありがとうございました。

副議長に 4 番千田眞一議員をご推薦申し上げます。何とぞ満場のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中西秀俊君） お諮りいたします。

ただいま 12 番高橋美輝夫議員から、4 番千田眞一議員を副議長に指名したいとのご発言がありました。

4 番千田眞一議員を当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） ご異議なしと認めます。よって、千田眞一議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された千田眞一議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

副議長に当選されました千田眞一議員のご挨拶をお願いいたします。

千田眞一議員、ご登壇を願います。

〔千田眞一議員登壇〕

○4番（千田眞一君） ただいまは皆様方のご推挙をいただきまして、組合議会副議長の要職を担うことになりました。身の引き締まる思いでございます。また、大変光栄に存じておるところでございます。

議長を補佐し、組合議会の機能を十分発揮できるように努めてまいりたいと思います。議員各位並びに当局の職員の皆様方の一層のご支援、ご協力、ご鞭撻をお願い申し上げ、簡単でございますが、副議長の挨拶といたします。大変ありがとうございました。

○議長（中西秀俊君） 副議長、ありがとうございました。

それでは、議席変更の準備のため、暫時休憩いたします。

午後4時36分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後4時38分 再開

○議長（中西秀俊君） それでは、再開いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（中西秀俊君） 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、議長において指定いたします。議席番号及び議員の氏名を職員に朗読させます。

〔職員朗読〕

1 番佐藤美雪議員。

2 番菅野至議員。

3 番佐藤正典議員。

4 番及川春樹議員。

5 番千葉和彦議員。

6 番高橋浩議員。

7 番千葉康弘議員。

8 番瀬川貞清議員。

9 番阿部典子議員。

10 番高橋美輝夫議員。

11 番阿部加代子議員。

12 番千田眞一議員。

13 番中西秀俊議員。

○議長（中西秀俊君） ただいまの朗読のとおり議席を指定いたします。

〇議長（中西秀俊君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において、1番佐藤美雪議員、2番菅野至議員の2名を指名いたします。

〇議長（中西秀俊君） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、お手元に配付しました予定表のとおり1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（中西秀俊君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決しました。

〇議長（中西秀俊君） 日程第6、諸般の報告を行います。

監査報告はお手元に印刷配付のとおりであります。これに対し、質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（中西秀俊君） 質疑なしと認めます。

なお、今期臨時会に提出のため管理者より議案等3件の送付を受けております。

これをもって報告を終わります。

〇議長（中西秀俊君） 日程第7、報告第1号、器物破損事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告についてを行います。

提出者の説明を求めます。倉成管理者。

〇管理者（倉成淳君） 報告第1号、器物破損事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告についてを事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

〇議長（中西秀俊君） 岩淵事務局長。

〇事務局長（岩淵清彦君） 報告第1号、器物破損事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

令和5年11月15日午前9時46分頃、奥州市水沢大鐘町地内において、器物破損事故が発生しました。この事故は、水沢消防署敷地内において、定期点検及び操縦訓練のため、無人航空機を飛行させていた際、機体異常の発生により、当該航空機が操縦不能となり、相手方が所有する賃貸住宅のエアコンディショナー室外機及び外壁に接触し、黒く変色させたものであります。

相手方との協議の結果、組合と相手方の過失割合を10対ゼロとし、組合は相手方に対し、器物損害額2万4,000円を支払うことで示談が調い、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

なお、再発防止につきましては、無人航空機運航要綱を改正し、飛行前点検をより厳密に実施し、またバッテリーなど、さらに機器の管理に細心の注意を払うよう徹底することで、同様の事故が発生しないよう万全を期してまいります。

以上でございます。

○議長（中西秀俊君） ただいまの報告に対し、質問ありませんか。

11番阿部加代子議員。

○11番（阿部加代子君） 11番阿部加代子です。いろいろとお伺いしたいことがいっぱいあるので、3回しか駄目ですので、まとめてお伺いをしたいというふうに思います。

まず、この原因でございますけれども、定期点検及び操縦訓練のために無人航空機を飛行させていた際に、機体の異常の発生により、このような事故が起きたというふうに記載がされています。まず、この定期点検、何の定期点検で、職員が無人航空機を飛行させて点検をするような内容であったのかお伺いしたいと思いますし、またこの操縦訓練ですけれども、定期的に消防署内で行われていたのかお伺いをしたいというふうに思います。

それから、機体の異常ということでございますので、機体ということですので、操縦ミスではなかったということが判明しているということだと思います。それであれば、この無人航空機、ドローンですか、購入されたというふうに思いますけれども、機体の異常であればメーカーさんのほうに、保証期間は過ぎていたのかもしれないけれども、きちっと報告をされて、どのような機体の異常であったのかというような報告をいただいているのかお伺いをしたいというふうに思います。

それと、ドローンの事故なのでございますけれども、最近いろいろニュースにもなっているところでございますが、まずはメンテナンスがしっかり行われていたのかと。先ほど今後の対策としても、きちっとメンテナンス、点検をしていくというようなことがお話ありましたけれども、きちんとメンテナンスがされていたのか、チェック項目、多分つくられているのだと思いますけれども、それをきちっと行われていたのかお伺いしたいと思います。例えばバッテリーの充電状態の確認とか、大変重要だというふうに言われております。それと、天候に考慮して点検作業、また訓練を行われていたのかお伺いをしたいというふうに思います。

それと、ドローンにつきましては、2022年にそれまでは民間の資格だったものが国家資格になっております。この国家資格をお持ちの方が操作をされていたのかお伺いをしたいというふうに思います。

それから、ドローンにつきましては保険に入っていて、今回のような10対ゼロというような結果になったのか、その点もお伺いをいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中西秀俊君） 小原消防救急課長。

○消防救急課長（小原洋一郎君） それでは、ただいま質問いただきました事項につきましてお答えいたします。

まず、原因は何かと、大きく言えばそういうことかと思いました。まず、うちとしまして

は、原因としまして2つの項目を考えてございます。1つは、バッテリーに異常が発生したこと、積載したバッテリーに異常が発生したこと。もう一つは、事故後になりますけれども、販売業者を通じて点検を実施いたしました。その際に、GPS、要は機体の位置情報をつかさどる部分になりますけれども、そこに異常があると、そこにエラーが発生したというような報告を受けてございます。それによりまして、まずバッテリーの新規購入、あとは異常のあったGPSの部品につきましては、即時交換を行ったというところでございます。GPSにつきましては、その後の点検等につきましては異常は発生してございません。

また、定期の点検、訓練というのは何かということでもございました。これは、実際にドローンを運用してございますうちの水沢消防署の指揮隊を専従として任命してございます。その指揮隊におきまして、毎週1回動作確認をするということで実施してございます。その中には、まず電源を入れて正常に動き始めるか、そこから始まりまして、そしてあと飛行に係る操作、そこに異常があるかないか、それを全て行うということで実施するものでございます。これをまず週1回を原則として行っていたということでもございました。

そして、機体の異常についてということでもございましたが、先ほど申し上げましたように、点検を実施していたメーカーさんのほうから、GPSの機械の異常が検知されましたよという報告を受けてございます。

また、メンテナンスですけれども、バッテリーにつきましては、毎週行いました点検、飛行訓練後に全て充電をすると、満充電になるまで毎週毎週実施しているところでございます。あとは、実際プロペラをつけたり、若干の組立て作業も入るのですけれども、その際に、例えばプロペラに傷があるとか、そういう細かい部分を確認した上で実際取り付けて、そこに異常がない上で飛行訓練を実施しているというものでございました。

あと、国家資格のお話でもございました。今議員からお話ありましたように、2022年、航空法が改正されてございます。それまでは、民間認定と申しますか、そのような方でまず運用しなさいということになっておりましたが、法令が変わりまして、国家資格と、普通の免許と申しますか、そういうふうに変更してございます。この免許につきましては、令和6年度事業にはなりませんけれども、国家資格2級を取得させるということで、今現在計画を進めているところでございます。実際に国家資格者がということでもございましたが、今申し上げましたように、国家資格取得者は現在おりません。ただ、民間認定を受けた者が、これまで十数名認定を受けておりますので、その者で実際に運営していたと。事故発生当日も、この認定を受けた者が操作してございます。

あと、保険の加入についてでもございました。保険につきましては、全国消防協会で行ってございます消防業務賠償責任保険に加入しております。このことによりまして、今回の訓練も消防業務と捉えております。これによりまして、相手方に与えた損害につきましては、同保険により補償されているものとしているところでございます。

バッテリーの点検等につきましては、まずは先ほど申しました充電を行いまして、実際に

点検実施時に装着をして、そのときに操作部分のほうにバッテリーの残量が表示されるようになっております。そこで高値を示していることを確認した上で、操作をしているというところでもございました。

また、天候につきましては、この機体の説明書、マニュアル等から、風速10メートルを超えるものは駄目ですということに定められてございます。飛行訓練を行う際には、ハンドタイプですけれども、風速計を備えてございます。これで、まずは風速を測ることをルーチンとしてございまして、ただ10メートルというのはかなりの風になりますので、あとは地上で測ったものと上空では、やはりかなり差があるだろうなということは捉えております。ですので、地上でほとんど風がないような感じであっても、例えばいろんな天候等から上空が風強いのではないかと考えられる場合には、飛行はしないということで実施してございました。当日も細かい数字はないのですが、ただ強いと感じるような風はなかったというふうな報告を受けてございます。

以上です。

○議長（中西秀俊君） 11番阿部加代子議員。

○11番（阿部加代子君） 11番阿部加代子です。まず、機体の異常の発生だったということで、それが事前に分らなかったのかというふうに思いますけれども、バッテリーを交換して、GPSも交換して、その後エラーがないということのようでもございますけれども、そもそも水沢消防署内は操縦訓練をする場所なのかというところが大変疑問です。大鐘の住宅地の真ん中ではございますので、地図を見させていただきますと、事故が起こったところは、消防署から少し離れて住宅が並んでいるところではございますので、もし人を巻き込んでいたりしたら大変なことになっていたというふうに思います。

また、消防署内でそのようなドローンの操縦訓練ができるのかどうか、ちょっと心配です。といいますのは、救急業務とか緊急業務に支障があってはならないと思いますので、その場所として適正な場所なのかということが大変疑問なところでございます。やはり訓練ですので、もう少し屋内でありますとか、屋外であっても住宅地ではないところで訓練をすべきではないのかというふうに思います。また、緊急車両が出入りする場所でもございますので、不測の事態に備えるという危機管理もどうなのかというふうに思います。

この訓練のときに、飛行計画をしっかりと立てるということが大事ではないかと。飛行場所の確認をしっかりとすべきだというふうに思いますけれども、お伺いをいたします。

○議長（中西秀俊君） 小原消防救急課長。

○消防救急課長（小原洋一郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、場所、そもそも水沢消防署はどうなのかというご指摘でございました。市街地等につきましては、法律上は確かに規制されておりますが、そのために航空法に基づきまして、航空局長宛ての申請を行ってございます。そして、水沢消防署敷地内の許可をいただいているというところでもございました。ただ、その中には敷地内、要はその操作しているところに

部外者が入ってこないとか、そのような管理をしているということが条件になってございます。

それで、点検等を行う際には、小隊、約4名から5名で実際実施しております。実際に操作する者、あとは目視でそれを補助する者、あとその他3名でその周囲の車庫、敷地内の動線、あるいは来客もございまして、そういうような方が来るかどうかを確認しながら実施しているというところでございます。

あとは、緊急車両等の動線ということでございました。実際に離着陸する場所としましては、水沢消防署の玄関付近といいますか、結構東端のほうを設定してございます。ですので、離着陸、操作するところは、救急車もしくはポンプ車の出動の動線ではないところで行っているというところでございました。

また、今回の事故を受けまして、確かに市街地の中で敷地外に飛んでいったよということは事実でございます。ですので、安全性につきましては、今議員からご教示いただいたとおりだと認識してございます。

ただ、点検を行った際に、これまでもバッテリーの異常が発生するというのが過去にもあったという言い方をするとちょっとあれなのですけれども、例えば100%が急に70%になってしまったとか、そういうことはあったのですが、それは操作を始めて、本当に1分もしないぐらいにそういうことが起こったと、そういうことは把握してございました。ですので、今回バッテリーの異常が発生するのは、やはり操作を始めて間もない時間帯ということがございましたので、運航要綱の改正により、飛行させるまでの点検基準をさらに細かくしたというところを行っておりました。

まずは、これで対応できる部分もあるかなと考えておりますが、ただやはり敷地外に行くということも考慮しなければならないというように認識しておりますので、例えば分署等、消防本部、別などところの実施ということも今後検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（中西秀俊君） 11番阿部加代子議員。

○11番（阿部加代子君） 11番阿部加代子です。バッテリーの異常につきましては、以前にもあったということでございます。そのときにもっとしっかりメンテナンスをして、早期のバッテリーの交換等をしておくべきだったというふうに思います。

それと、四、五人で行っているにしても、操縦不可能になればドローンはどこに行くか分からないということでございますので、その辺もしっかり配慮していただきながら、大体消防署が住宅地の中にあるわけですので、その辺は申請をいただいているのかもしれませんが、やはり訓練をする場所としては適切な場所だと言い切れるところではないというふうに思います。

あとは、特にもバッテリーの異常が出た場合には早く取り替える、そしてしっかりと点検していただくということが必要だというふうに思いますので、お伺いをいたします。

ドローンは、大変必要だというふうに思っております。操縦に関しましても、日々訓練をしていただくということも重要だということは認識をしておりますけれども、やはり住民の皆様への安心、安全を一番に考えなければいけない消防本部、消防署のところで事故を起こしてしまうということでは本末転倒になってしまいますので、訓練に関しましては、別のところでしっかりと、安全な場所で行っていただき、ドローンの操作の技術を磨いていただくということが重要ではないかと思っておりますので、お伺いして終わります。

○議長（中西秀俊君） 千葉消防長。

○消防長（千葉典弘君） ドローンの墜落は、人命に関わる重大な事故につながる、そういったリスクを持っております。したがって、未然に防ぐための万全な対策は当然必要だと思っております。

したがって、今回の事故を教訓に、今おっしゃった飛行ルート、これは確かにどんな状態で操作不能になるか分からないので、その許容の範囲の落ちても大丈夫というところを見極めながら、飛行ルートの範囲と、それから大体予測して、今回のを試金石にどんな形でどこら辺に落ちるのかということを経験的に判断して、これは十分消防本部内で検討して、おっしゃるとおりこれでは難しいと、何か事故がありそうだというリスクが多少でも生じるのであれば、場所を移してやるということにかじを切るというふうなこともしっかり検討してまいりたいというふうに思っています。いずれこのような事故がないように進めたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（中西秀俊君） 6番高橋浩議員。

○6番（高橋浩君） 6番高橋浩です。先ほど阿部議員のほうからも質問がありました。私もさらに質問をさせていただきたいと思っております。

この事故を起こしたドローンですが、この整備した年数はいつぐらいのドローンかというところをまずお尋ねしたいと思います。

そして、最近、ちょっと前ですけれども、私しっかり確認はしていませんが、今のドローンは自動帰還対応になっているドローンがたしかあるはずでございます。発信したところから飛んで行って、例えば2キロ、1キロ、電波が届かないところまで行ってしまったような場合は、もうドローン自体が自動で戻ってくる、もしくは危険を察知したときは、電波の異常とか、そういうときはドローン自体が発信したところに戻ってくるという機能がたしかついていたと思っておりますが、そういう機能はなかったのかということをお尋ねしたいと思いますし、あとバッテリー点検なのですけれども、バッテリーは正直言ってどれぐらい使って悪くなるかというのは、なかなか分かるものではなくて、きちんと充電すればいいというものではなくて、充電すると、この回数が増えるとバッテリー能力はどんどん下がっていくので、その辺も非常に難しいのだと思います。ただ、これだけは気をつけてほしいのですけれども、やっぱりバッテリーはきちんとしたメーカー物を、もちろんメーカー物も使っているかと思うのですけれども、その辺もあまり変なところをけちったりしないようにして

ほしいと思います。

自動帰還能力、もしくはそういうものが後からつけられるものであれば、つけたほうが対応できればいいでしょうし、今度更新のときにはそういうところも気を付けていただければと思います。それで質問を終わります。

○議長（中西秀俊君） 小原消防救急課長。

○消防救急課長（小原洋一郎君） ただいまの高橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、本ドローンの購入時期でございますが、この機種につきましては令和2年8月に購入となっております。

また、自動帰還等の性能ということで今ご説明いただきました。今議員がおっしゃったような機能は、本機にも搭載されております。それで、今回の事故につきましては、機体による操縦不能となったというふうな説明を最初にさせていただきました。操縦者の報告を受けますと、それまでほぼ満充電だったものが、いきなりほぼゼロ表示になってしまったということをまず報告を受けてございます。その際に、ほぼゼロ表示になったことによって、機械が自動的に自動操縦に入ってしまったということが操作が利かなくなった原因かなと考えております。そして、本来であれば消防署の敷地内に下りるはずだったのですけれども、それが隣に行ってしまったというところで、その原因をいろいろ確認していたときに、GPSの異常ではないかということも報告を受けたものとなっております。

また、バッテリー等の購入につきましては、正規品ということで購入しております。

以上です。

○議長（中西秀俊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） それでは、質疑を終結いたします。以上をもって報告第1号を終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（中西秀俊君） 本日の会議時間を議事の都合により延長いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（中西秀俊君） それでは、日程第8、議案第1号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。倉成管理者。

○管理者（倉成淳君） 議案第1号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

なお、以下の議案第2号につきましても同様に事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

○議長（中西秀俊君） 岩淵事務局長。

○事務局長（岩淵清彦君） 議案第1号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例

の一部改正についてをご説明申し上げます。

この改正は、職員の定年延長に伴い、60歳を超える職員が令和6年4月1日以降の昇給日に昇給する場合の取扱いについて定めるため、本件条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容ですが、60歳を超える職員の昇給について、勤務成績が特に良好である場合に限り行う旨規定するものであります。

なお、この条例の施行期日は令和6年4月1日とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中西秀俊君） ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（中西秀俊君） 続いて、日程第9、議案第2号、奥州金ヶ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。岩淵事務局長。

○事務局長（岩淵清彦君） 議案第2号、奥州金ヶ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

この改正は、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項を改めるため、本件条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、この条例の施行期日は令和6年4月1日とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中西秀俊君） ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（中西秀俊君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって令和6年第1回奥州金ケ崎行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。一同ご起立願います。大変ご苦労さまでした。

午後5時09分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年3月27日

奥州金ヶ崎行政事務組合議会

議 長 中 西 秀 俊

1 番 佐 藤 美 雪

2 番 菅 野 至